

総務常任委員会

令和4年12月14日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 旭市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市個人情報保護審議会条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 景山 岩三郎
委員 松木 源太郎
委員 伊藤 房代
委員 常世田 正樹

副委員長 島田 恒
委員 木内 欽市
委員 宮澤 芳雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

副議長 林 晴道

議員 伊場 哲也

説明のため出席した者（15名）

副市長 飯島 茂
行政改革推進課長 榎澤 茂
企画政策課長 柴 栄男
税務課長 向後 秀敬
会計管理者 小澤 隆
監査委員事務局長 杉本 芳正

秘書広報課長 椎名 実
総務課長 小倉 直志
財政課長 山崎 剛成
市民生活課長 向後 利胤
消防長 伊東 秀貴
その他担当職員 4名

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和
副主幹 菅 晃

事務局次長 金谷 健二

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さん、そして執行部の皆さん、大変お忙しい中、大変お疲れさまでございます。

本委員会をひとつ、総務委員会をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

ここで、伊場哲也議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（景山岩三郎） 本日、副議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） おはようございます。

委員の皆さん、大変お疲れさまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む15議案について審査をいただくことになっております。

どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で 15 議案でございます。

内訳は、まず、予算関係が 1 議案で、議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が 14 議案で、議案第 2 号、旭市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第 3 号、旭市個人情報保護審議会条例の制定について、議案第 4 号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2

号、旭市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第 3 号、旭市個人情報保護審議会条例の制定について、議案第 4 号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についての 15 号議案であります。

初めに、議案第 1 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構でございます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 13 ページをお開きください。

こちら、歳出になります。

2 款 3 項 1 目、説明欄 2 の戸籍事務費 477 万 4,000 円についてですが、こちらは戸籍法の改正に伴い、マイナンバー法に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が加わり、各市区町村の戸籍情報システムの改修が必要となったことから、本市の改修費用を計上するものであり、財源は全額国庫補助金を充当いたします。

この改修により、各市区町村が保有する戸籍情報につきまして、国、こちらは法務省ですが、法務省が管理する戸籍情報連携システムを通じて、他の市区町村の戸籍事務における連携、活用が令和 6 年度から全国一律で可能となり、業務の効率化や手続きの簡素化が図れるようになります。

例を挙げますと、住民の方が婚姻などで戸籍の届出を提出される際、本籍地がほかの市区町村であっても戸籍謄抄本の添付が不要となるほか、本籍地以外の市区町村からでも戸籍謄抄本が取得、広域交付利用ができるようになるなど、利便性の向上が見込まれます。

また、この改修業務には、事務執行に当たりセキュリティーを高度化するために指紋認証機の導入や、戸籍の届出書を受理した自治体から本籍地の自治体のほうへデータ送信するため、A3判のスキナーの導入経費なども含まれております。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年4月から法改正後の本格運用を目標にしていることから、この改修作業を完了した後、引き続き、国とのネットワークの送受信及び改修後のシステムによるテスト運用を実施して行く予定となっております。

恐れ入りますが、補正予算書5ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。

戸籍事務費 477 万 4,000 円全額を繰越明許に設定したのは、事業完了までにおおむね4か月程度の期間を要し、年度内の完了が困難となるためでございます。

なお、財源は全額国庫補助を活用しますと先ほど申し上げましたが、今年度の事業につきましては補助対象事業として国から明示されておりますが、次年度、令和5年度以降も補助対象となるかについては、今日に至るまで全く示されておられません。さらに、今年度の国への補助金の申請期限が令和5年1月10日ということになっていることから、事業の実施を今年度に前倒しして、確実に有利な財源を確保するため、補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上で、議案第1号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、議案第1号のうち、人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の24ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。

今回の補正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額が主な要因で補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に併せ、期末手当の支給率を年間4.3月から0.1月分を引き上げ、4.4月に改定したことから、23万2,000円の増となります。

続きまして、一般職ですが、25ページの（1）は総括の表になりますが、職員の区分ごと

に説明いたしますので、次の 26 ページをお願いいたします。

アの会計年度任用職員以外の職員とは、常勤職員と再任用短時間勤務職員についてでありまして、職員数が 2 人減の要因は、常勤職員の人数が当初の想定と比べて減ったことによるものです。

給与費の増減については、後ほど説明いたします。

次に、27 ページをお願いいたします。

イの会計年度任用職員についてです。括弧書きの 53 人増と、給与費のうち報酬の 1,147 万 6,000 円の増については、パートタイム会計年度任用職員の人数が増えたことによるもので、ワクチン接種事業や物価高騰対策の給付金事業等により、すでに議決済みの補正分を反映したものです。

次に、28 ページをお願いいたします。

(2) の給料及び職員手当の増減額の明細です。

給料の 2,393 万 7,000 円の減については、若年層の職員等を対象にした給与改定によります約 795 万円の増額があるものの、職員の人事異動や新陳代謝等により、約 3,189 万円の減額に伴うものです。

職員手当等の 2,370 万 5,000 円の増は、主に勤勉手当の支給率が 0.1 月分引上げになったことによるものです。

続いて、(3) の給料及び職員手当の状況です。

アの職員 1 人当たり給与については、直近と当初予算書の平均月額を職種ごとに比較したものであります。

次に、29 ページをお願いいたします。

イの級別職員数については、級及び職種ごとの人数を当初予算書と比較したものであります。

次の 30 ページをお願いいたします。

30 ページのウ、期末手当・勤勉手当ですが、国の制度に合わせまして常勤職員の支給率を年間 4.3 月から 4.4 月に、また再任用職員の支給率を年間 2.25 月から 2.3 月に改定したことを示したものであります。

以上で、議案第 1 号、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第1号について何点か質疑したいんですけれども、説明のあったところから最初にやったほうが分かりやすいと思うんで、市民生活課の先ほどのお話があった戸籍住民基本台帳関係職員給与費、また繰越明許をした分ですか、4,774万円。

これについてちょっと聞きたいんですけれども、実は私の息子が結婚届を出そうということで、相手の方がちょっと遠いところだったんで、戸籍をもう取れるんじゃないかということで、マイナンバーカードを持っていると遠いところでも戸籍が取れるということで行ったら、取れなかったと。なぜかといったら、相手のところがマイナンバーのそういう制度に入っていないからだということで、遠いところから戸籍の謄本を母親に連絡して取って届出したんですよ。

これ、できるはずなのになということだったんですけれども、旭市は、こういう制度がまだ始まっていないんですか。そういうことで、ちょっとそのことを1回聞いてみなきゃいかんかなと思って、ちょうどここに出てきたんでお聞きするわけです。

それから、最初のほうに戻りますけれども、歳入のところ、今回の補正の資金の大部分は2億3,000万円で、それは2つの基金から取り崩してありますけれども、その2つの基金は、現在どういう状態かということをお聞かせいただきたいと思います。

10ページになります。

それから、総務課からお話があった人件費の問題です。

これは、25ページになりますかね。

表の見方だけなんですけれども、ちょっと説明がよく分からないんで、私、ちょっとこういうのを最近見ていなかったんで聞きたいんですけれども、例えば25ページです。一般職の方の総括表がありますね。それで、この下のところに説明がありますけれども、括弧内は再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員の外書きって書いてあるんですね。これはどういうことなんですか。どういうふうに見ればいいんですか。

それから、それは同じなんですけれども、その次に、26ページのところに、括弧内は再任用短時間勤務職員の外書き、それから括弧内、27ページは、パートタイム会計年度任用職員の外書きって書いてあるということはどういうことなんだか、ちょっとそれを簡単に説明してください、この大きい3つの点。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） マイナンバーカードを使つての戸籍の広域交付ということでござ

います。

最初のほうの私の説明のほうで、この改修後につきましては、令和6年度以降につきましては例外なく全国一律で制度が変わりますので、どの市町村でも同様に広域交付が可能になります。

それと、ちょっと別のお尋ねになってしまうんですけども、現状においてマイナンバーカードをお手持ちの方につきましては、旭市に本籍を有する方につきましては、他の自治体においてもマイナンバーカードを使ってコンビニ交付等で取得ができるような格好になっています。それはその自治体ごとで、その制度に参加する、しないというのがまだ先ほどの全国一律のような状況にはなってございませんので、そのような格好です。

そうすると、本籍地が旭市にある方であれば、現状においても一応取れるはずではあります。マイナンバーカードを使って、ちょっとその自治体の市役所のほうが対応できているか分からないんですけども、仮に戸籍の証明もコンビニ交付であれば取れますので、それであれば、旭市に本籍があればコンビニ交付等でマイナンバーカードを使って取得が可能になっております。

(発言する人あり)

○市民生活課長（向後利胤） そうですね。

(発言する人あり)

○市民生活課長（向後利胤） はい、その状況はございます。すみません。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課からは、歳入のほう、補正予算書 10 ページになります。

そのうちの 18 款の繰入金、この2つの基金の現在の状況ということでございますが、まず、財政調整基金の関係ですが、今回この補正におきまして1億8,498万3,000円の繰入れの計上をいたしまして、それによりまして、令和4年度末の現在高見込額といたしまして申し上げますと85億2,790万円ほどを見込んでございます。

続いて、地域振興基金繰入金でございますが、こちらの基金は、今回の補正によりまして1,050万円の繰入れの予算を計上いたしまして、こちら地域振興基金の令和4年度末の現在高見込みですが、こちらは15億6,333万8,000円の見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、給与費明細書のうちの外書きという意味について申し上げます。

25 ページから 27 ページにかけて、表の下にアスタリスクとともに記してあるんですけども、25 ページは 26 ページの表と 27 ページの表の総括ですので、まず、26 ページの表の外書きということについて説明いたします。

括弧内は再任用短時間勤務職員の外書きとございます。括弧の上、627 人と補正後であります。その下に括弧書きで 39 とあります。この 39 という数字は、正規職員以外の再任用短時間勤務職員の数を示しております。したがって、勤務している人数はそれらを足したものとなります。

27 ページの括弧内はパートタイム会計年度任用職員の外書きとありますが、会計年度任用職員の中には、フルタイムとパートタイムがございます。したがって、フルタイムの会計年度任用職員が 41 名、それでパートタイムの会計年度任用職員が 523 名ということでございます。したがって、会計年度任用職員は、それらの数を足しただけでございます。こちらパートタイム会計年度任用職員が非常に多くなっておりますけれども、これはコロナワクチンの接種であるとか、各種給付金等の給付のために人員を要したものでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） この基金というのは、実際どういう管理を今しているんでしょうか。この 2 つだけで結構ですから、どういう管理をしているんでしょうか。

それから、総務課長にお聞きしますけれども、そうするとまず、26 ページのところからいきますと、旭市でもって働いている方はトータルで 666 人、この両方足して再任用職で、そういうふうと考えていいんですか。

下のフルタイムの方は 41 人で、いろんな事業でもってパートタイムとして働いてくれる方が人数が 523 人いると、ちょっとそこだけお聞かせください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 基金の管理方法ということで、この 2 つの基金につきまして申し上げますと、この基金につきましては、市の基金の運用方針に従いまして、定期預金だとか国債とか、有利な運用をして管理しております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 有利な運用じゃ分らない。どういうふうにしていますかって聞いているんだよ。だから有利な形でやっていますなんて、そんなことは聞いていないよ。だから、例えば銀行の定期預金であるとか、それから国債を買ってあるとか、国債は安いからあまり買わないだろうけれども、利子が、そういうようなことを聞いているの。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 大変失礼しました。運用方法ということでございますので申し上げますと、財政調整基金も地域振興基金もそうなんですけれども、長期の県債とか長期の国債をほとんど、こちらのほうの国債、県債を購入しまして運用しているところでございます。

あとは、定期預金のほうも少し運用してまして、ほとんどが県債、国債等の長期の運用をしてございます。よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

松木委員おっしゃるとおりで、ただし、これは一般会計に限った数字でございます。ほかに特別会計や企業会計はございますけれども、一般会計に限って言えばおっしゃるとおり 666 人、会計年度任用以外職員ということで、正規職員と再任用職員を合わせた数はそれだけございます。会計年度任用職員のほうも同様でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2 点ほどお尋ねします。

27 ページの職員手当等の内訳の通勤手当でございますけれども、この補正をかけた理由は、燃料代の高騰によって補正をかけたのか教えてください。

続きまして、28 ページの給料及び市職員手当の増減額の明細の給与の説明書きの新陳代謝がちよっと不明なので、教えてください。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、27 ページの通勤手当の補正ですけれども、これに関しましては、燃料高騰とかは関係ございません。条例で金額が距離によって決まっております。その中で、職員の引っ越しであるとか、異動によって勤務場所が変わったりですとか、そういったことで距離が変わってまいります。それに起因する補正であります。

それと、次の 28 ページの新陳代謝という確かに分かりにくい表現ですけれども、要するに給料をたくさん取っている人が退職をして、給料の低い新たな職員が入ってきたということになります。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。分かりました。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1 点お尋ねします。

12 ページの中段、10 目の説明欄 18、定住促進奨励金についてお尋ねします。

これは、基礎額 30 万円にプラスして加算条件があり、中学生以下の子どもがいる場合 1 人につき 10 万円が支給されるとされていますが、対象者の年齢は契約時でよいのでしょうか、まずお尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） この定住促進奨励金ですけれども、旭市定住促進奨励金交付要綱に定めがあります。その中で、中学生以下の子どもがいる場合の加算につきましては、申請時の年齢となっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これまでに何人の申請者が対象になったのか、それと、子どもの人数を教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） この加算方式に変わったのが平成 30 年度からになります。です

ので、平成30年4月から今年、令和4年9月30日までの申請者の数と子どもの数をお答えします。

申請者の総数ですが233人、そのうち中学生以下の子どもがいた申請者数は117人、また、対象の子どもの数ですけれども200人となっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 交付金を受けた建物は、5年程度そこに住んでもらうという条件でしょうけれども、そういったことが明記されていますけれども、売却はいずれ可能なんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今委員おっしゃられましたけれども、交付要綱の中で、5年以上居住する意思を持って自己の居住のために住宅を取得と規定されておりますので、一応5年を経過した後の売却は可能となっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号、議案第3号の2議案については、関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課から、議案第2号及び議案第3号について補足説明申し上げます。

お手元に配付してございます改正個人情報保護法の施行についてをご覧いただきたいと思います。右上に、議案第2号、議案第3号、総務課と表示してあるA4サイズ、1ページの資料になります。

今回の条例制定に至る経緯をまとめたものでございます。

1つ目としまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に直接適用されることとなりました。

2点目としましては、各地方公共団体においては、国に先行して各団体の条例等により個人情報保護制度を運用してきたところですが、法が直接適用されますと、法と重複する事項や矛盾する事項を条例で規定することができなくなるため、いずれの団体も現行条例の改廃が必要となっております。

これらを受けまして、3点目でございますけれども、令和4年度中に現行条例を改廃し、法の施行に係る条例を制定するよう国から求められているところでありまして、今回、法施行条例と市の個人情報保護制度の適正な運営を確保するための審議会条例の2つの条例の制定について提案するものでございます。

補足説明は以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） では、議案第2号、旭市個人情報保護法施行条例と、それから旭市個人情報保護審議会条例の2つを一緒にやらせていただきますけれども、私も実は、今お話しになった個人情報の保護に関する法律というのを全部打ち出してみたんですけれども、大変細かく規定されていまして、分からないことがいっぱいあって申し訳ないんですけれども、私、聞かせてください。

まず、なぜ市議会が除かれて、それで新しく市議会が発議をしなければならないのかということなんです。そこのところを法律上よく分からないんで、ちょっと事情ご存じだと思うんでお聞かせいただきたいと思います。

それから、施行条例というのは何なんですかね。確かに保護法によりますと、国の機関、地方公共団体、独立行政法人と地方独立行政法人となっていますよね。そうすると地方公共団体の中には、市の議会というのは入らないんですか。そういうことをちょっと疑問に思いましてお聞きさせていただきたいと思います。

それから、審議会というのは、今までもありましたよね。その審議会を中身を変えて、国の審議会があるにもかかわらず地方については施行条例をつくって、それでもっていろんな問題が起こった場合の審議を地方独自にやれということなんだと思うんですけれども、どうしてそういう二重のものになるのか。国が一つの法律でもって全部網をかけたんだったらば、審議会も全部網をかければいいと思うんですけれども、それははっきり言ったら大変だから

ということだと思うんですけども、そういう成り立ちになっていて非常に分かりづらいと思います。

それからもう一つ、施行条例の中を見ていてちょっと私、気になったんですけども、まず、議案の第2条の2、ここに今言った議会が入っていないと同時に、市が設立した地方独立行政法人についてはこの条例の施行条例の中に入るということであると、旭中央病院はどういう扱いになるのでしょうか。

それから、第4条の法78条第2号に規定するにより読み替えて適用する同条第1項、情報を開示することとされる情報として条例で定めるものは、旭市情報公開条例第12条第2項に掲げる情報のうち、公務員等の氏名に関わる情報とすると書いてある。これはどういう意味ですか。名前だけは開示ができるということだと思うんですけども、ちょっとそれについての解釈を教えてくださいたいと思います。

それから、第7条の実施機関、地方独立行政法人を除く、以下この条例において同じということですが、次の各号のいずれかに該当、個人、適切な取扱いを確保するためにということで、個人情報の審議会を設ける。それが結局次の議案第3号になるんじゃないかと思うんですけども、そのところのつながりをお聞かせいただきたいと思います。まず、その点についてお答えください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

まず、議会を除いた理由でございます。

従前の、従前というのは今も施行中ですけども、私どもの旭市の個人情報保護条例においては、実施機関として議会も含めておりました。しかしながら、今回の法改正によりまして、法の中で国会が除かれております。それと同じような理由だと思うんですが、施行条例のほうでも議会は除いて、議会独自の今回発議案で出てきておりますけれども、運用を図ることとなりました。

それと、施行条例がなぜ必要だったのかということなんですが、これは先ほど補足説明でも申し上げましたが、個人情報の保護制度というのは、国に先んじて地方公共団体から始まっていたことがございます。いわゆる2,000個問題というのがありまして、各地方公共団体、組合も含めまして2,000個余りの条例があつてそれに従ってやっていて、それで非常にいろいろ規制の内容だとかもまちまちになっている。それを今般、国の法の直接適用ということにな

りました。

しかし、これまで各地方公共団体で培ってきた個人情報保護制度をないがしろにするわけにはいかないだろうと。独自のことも条例で定めればできるような余地があるということで、今回施行条例を定めております。

それと、国の審議会があるから審議会条例というか、市の審議会はいらないんじゃないかということがございますけれども、国の審議会におきましては、施行条例の改廃ですとか本質的な法に疑義があったときには審議に応じてくれるんですが、個々の案件、例えば審査請求等があった場合には、それに個々に応じることはかなり難しいと思いますので、その点については公共団体に任せますよというような形になっておりまして、今般、審議会条例を提出させていただきました。

それと、地方独立行政法人が含まれている理由でございまして、地方独立行政法人につきましては、公的規範、それから一般事業者の規範、これが双方適用になることと法で定められております。したがって、こちらの公的規範である個人情報保護法の施行条例、私どもの、そこではやはり実施機関として含めなければならないということになっております。

それと、公務員の氏名ということで特出ししましたけれども、これにつきましては、現在私どもの情報公開条例において公務員の氏名は開示するということになっております。職務に通じる関係で氏名を出す場合には、これは出さなければならないということに今の情報公開条例で定められています。

先ほど申し上げましたように、国の法律では、個人名というのは公務員に限らず出さないというのが原則になっています。ただし、これまでの私どもの情報公開条例等の運用に基づきまして、この個人情報保護法施行条例というのは、国が定める根本から少し外れたものも条例で定められますよということで、これまでの運用の実績から、公務員の氏名は原則公開といいますか、個人情報として扱わないというように定めたものです。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 議案の審査は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、ちょっと分かなければいいですけども、個人情報の保護に関する法律のほうでちょっと分からないところがあるので、もし関係で分かれば教えてください。

この開示とか訂正とか利用停止とかっているんな問題があるんですけども、この法律の第 79 条では個人の開示の問題が出ているんですけども、これは市の施行条例でもかなり詳しく実施されるのでしょうか。つまり、開示義務はかなり厳しくなっているんですよね。そのところがちょっともし分かれば教えていただきたいと思うんです。分かなければいいです。

というのは、国の法律が直接もう旭市の行政によってやらなきゃならなくなって、それでもって施行条例をつくるんだけど、施行条例をつくったところで直接関わってくるのは法律そのものですよね。それでもって問題があったときは審議会に入るけれども、それで第 79 条のすごく開示のあれが細かいって言ったら語弊があるけれども、すごく難しく捉えれば大変なことになるんじゃないかと思っているんですけども、そのところを簡単にお聞かせください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

開示につきましては、原則法の直接適用ということもございますけれども、法の意図するものは、例えば今それぞれの公共団体が行っている、例えば突出した事例として言えば、私どもの旭市では口頭による開示というものも行っております。そういったものを妨げるものではないと考えまして、実際にこの施行条例を施行するに当たりまして、運用方針、現在もあるんですけども、条例の運用方針がありますが、それを法の改正、それから新しいこの施行条例の趣旨を踏まえて改正しようと思っております。

それに関しては、極力現在と運用の方針が変わらないように、ただ法によって禁止といひますか廃止されたものもございますので、それらも取り入れながら、開示についてはそういった運用指針で整えていきたいと思っております。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。私はだいたいこのぐらいで終わります。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） この審議会は、旭市の情報公開条例の個人情報保護審議会の条文をほとんどなぞっているような形ですね。ということは、この中に、市の情報公開、市に関する情報公開も含めて、だいたい同じような運用をしていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 審議会条例は、確かに委員おっしゃるとおり、なぞっております。先ほど申し上げましたが、制度の運用につきましては、これまでとなるべく同様のことで行っていきたいと思っていまして、現にこの個人情報保護審議会条例につきましては、現況の個人情報保護審査会にはかつております。はかった上で今回上程させていただきました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号から議案第14号及び議案第17号の12議案については、関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それではまず、議案第4号から第10号及び第17号について、こちらの議案につきましては職員の定年引上げに関する条例改正が主なものでありまして、関連しておりますので、まずその部分について一括して補足説明申し上げます。

お手元に配付してあります地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の改正内容について、括弧書きで職員の定年引上げ関係とございますけれども、そちらをご覧いただきたいと思えます。右上に、議案第4号から第10号、第17号、総務課と表示してあるA4サイズ、2ページの資料になります。

条例改正の要因となりました令和3年改正地方公務員法の主な内容については、大きく5点

ございます。

資料の中段、改正内容の（１）は、令和５年４月１日から職員の定年を段階的に引き上げるものでして、具体的には、職員の定年を２年に１歳ずつ段階的に引き上げ、現行の６０歳から６５歳に引き上げるものです。

続いて、（２）は、管理監督職勤務上限年齢制の導入です。管理監督職の勤務上限年齢を６０歳と定め、管理職で６０歳に達している職員を原則、翌年度の４月１日までに管理職以外の職へ降任させる制度、いわゆる役職定年制というものを導入するものです。

資料の２ページになります。

（３）は、６０歳に達した日以後で定年前に退職した職員を定年退職日まで短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものです。

続きまして、（４）は、定年引上げに伴い現行の再任用制度を廃止し、定年が段階的に引き上げられる経過期間において６５歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置するものです。

最後に、（５）は、職員が６０歳に達する年度の前年度に、６０歳以後に適用される任用や給与等の情報を提供するとともに、６０歳以後の勤務の意思を確認する制度を導入するものです。

以上の各制度の導入に伴い、（６）にあります関係条例について、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日については令和５年４月１日ですが、一部の施行日を公布の日としたのは、令和５年度中に６０歳に達する職員に対しましても、本年度中に必要な情報提供、意思確認を行うことを可能としたものです。

続きまして、議案第１１号から議案第１３号までの３議案につきましては、議員及び職員の給与に関する条例改正が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明申し上げます。

こちらもお手元に配付してございます議員及び職員の給与に関する条例の改正内容についてをご覧いただきたいと思います。右上に、議案第１１号から第１３号、総務課と表示してあるＡ４サイズ、３ページの資料になります。

資料１ページ目、中段の１番、給与改定関係の（１）ですが、議員、特別職とも、期末手当の年間支給率を一般職の職員の給与改定に併せ、現行の４.３月分から４.４月分に引き上げるものです。

続きまして、（２）の一般職ですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、

国及び千葉県の職員との均衡を考慮し、若年層の給料月額の上上げを行うものです。

次に、資料の 2 ページ目になります。

一般職職員、再任用職員及び特定任期付職員における期末・勤勉手当の年間支給率について、それぞれの表のとおり引き上げるものです。

次に、資料の 3 ページ目をお願いいたします。

ウの高年齢層職員の昇給制度です。これは、55 歳を超える職員が対象で、千葉県の廃止に併せて標準の勤務成績で 1 号給昇給できることとしていたものを廃止し、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととするものです。

次に、2 番の 60 歳を超える職員の給与に関する措置です。職員の定年引上げに伴いまして、60 歳を超える職員の給与に関する取扱いを新たに規定するもので、国家公務員の取扱いに準じ、給料月額を 60 歳前の 7 割水準に設定すること、それから、現行の再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるものです。

なお、施行期日については、令和 4 年度の適用分は公布の日とし、令和 5 年度以降の分は令和 5 年 4 月 1 日とするものです。

続きまして、議案第 14 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

こちらもお手元に配付してございます旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容についてをご覧いただきたいと思います。右上に、議案第 14 号、総務課と表示してあります A 4 サイズ、1 ページの資料になります。

一般職の常勤職員の給与改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料表を新設し、令和 5 年度分から引上げ改定を行うとともに、会計年度任用職員の期末手当について、勤勉手当の支給率が引き上げられる常勤職員との均衡を図る観点から、6 月期、12 月期とも現行の 1.2 月分から 1.25 月分に改め、年間支給率を 2.4 月分から 2.5 月分とするものです。

なお、施行期日につきましては、給料表の新設は公布の日とし、給料及び期末手当の改定は令和 5 年 4 月 1 日とするものです。

以上で、議案第 4 号から議案第 14 号及び議案第 17 号の 12 議案の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

議案第 4 号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田 恒） 職員の給与というか、定年延長に関わることだと思うんですけども、直接的な制度改正に対してということではないんですけども、公務員の定年の引上げを段階にするということではいろんな条例の改正があるということなんですけれども、60 歳から段階的に 65 歳に引き上げるよというのは当然のことで、公的年金もだんだん 65 歳になってきますし、そういう面では少しタイムラグがあったかなという気がしているんですけども、そういうところの整合性というか、平仄を合わせるということでの改正なんだろうけれども、これは将来的なシミュレーションというか、60 歳から 65 歳に動いていくときに、やっぱり財政負担、人件費というのは増えていくと思うんですね。

これは当然で、それでこのいろんな役付き定年制度とかいろんなことを考えながら人件費の総額を絞っていくんだけど、それはそれで合理性があるなと思うんですけども、逆にこれで人件費の総額のシミュレーションというんでしょうか。そういうのも恐らく持っていると思うんですけども、その辺の考え方というのを将来的にどうするんだということ、抑えていくのか、膨らんでいてもしょうがないのかというのが 1 点と、これは総務課と、それから財政課と両方関わると思うんですけども、そうすると人件費が大きく膨らんでいくとどうしても抑制する、抑えるというのが働くと思うんですけども、今一番困っているのは、この 30 年ぐらい全然給料が上がらなかった。公務員もそうだと思うんですね。

そうすると一番困るのは、中堅層、特に子育て世代の職員というところに一番負担が、負担というか、上がらないしわ寄せが来ると思うんですが、そういうところのシミュレーションというのはある程度考えているのかなという、条例の内容そのものではないんですけども、総務課あるいは財政課のほうで考えていることがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 確かに、議案第 4 号の質疑ということだと思いますけれども、すみません。この条例改正、全で一貫して制度上の改正に基づいておりますので、広く質問を受けるとのことによろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） はい。

○総務課長（小倉直志） じゃ、私が補足説明しました一連の第 4 号から第 10 号、それと第 17 号ということでお答えしたいと思います。

まず、将来的なシミュレーションです。

最終的に 65 歳まで定年が延びるのは、令和 13 年度ということになります。それまで 2 年に 1 歳ずつ上げていくことによりまして、2 年に一度しか定年退職が発生しない、令和 13 年まではそういうことになります。

したがいまして、その場合において 60 歳は、実際には私の年から定年が 1 年ずつ延びていくんですけれども、私が来年度得ていた給与の 7 割は、退職前の 1 年間は保障される制度設計になっております。

したがいまして、本会議でも松木議員の質問にお答えしましたけれども、当面の間は人件費の総額というのは、要するに今の再任用より 7 割保証されると非常に給与的には高いわけですので、全体では上がっていくことになると思います。

それで、2 年に一度しか定年退職者が出ないということは、これから定員適正化計画などもある程度見直していく必要があるのかと思っております。そういった中で、ただし定年が 2 年に 1 回しかないからといって、2 年に 1 回だけ人を取ればいいというものではないと思いますので、その辺は均衡、バランスを取らなければいけないと思っています。

そのシミュレーションですけれども、それは、この条例が通りまして、これからすぐに取りかかってみたいと思っています。当面の間は今申し上げましたように、職員全体の給料額は、ある一定の水準上がってしまうのかと思います。

財政課にもお尋ねでありましたけれども、人件費の関係ですので私からお答えしたいと思います。

30 年間給料が上がっていない。そういう中でどんどん上げていくのか、あるいは絞っていくのかということなんですけれども、これにつきましては先ほど申し上げたシミュレーションを行った中で、こういう制度が導入されたからといって人件費の総額がどんどん上がっていくということはちょっと好ましいことではないと思いますので、そのシミュレーションの中で適正な採用人数はどうしようとか、そういったことで考えていきたいと思っていますところでは。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。ほかに。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私もそのことを聞こうと思ったんですけれども、これは一つ一つばらばらじゃないので、特に 10 号までは一括なものですから、ちょっとそこを含めて質問させてください。

令和4年から令和7年ぐらいまでだいたいどのぐらい、2年ごとだから4、6、8ってなるのかちょっと分かりませんが、何人ぐらいこういうことでもって60歳以降の職員が増えていくのか。そして、だからといって今採用している新入職員の数を減らしていけないと思うんですよ、私は。新しい人たちがやっぱり新陳代謝していかなければ行政上の年齢構成も変わってきちゃいますから、そういう問題をどういうふうに考えているかということ全体を通して聞いたかったので、そこら辺のところをお聞かせいただければありがたい。

それから、説明がすごく実は分からなくて、総務課長の初日の説明をビデオを起こして何回も見たんですけども、なかなか説明が難しくて分からなかったんですよ。ですから、この今日作ってくれたのは大変分かりやすい資料で、聞いたかったことはだいたい書いてあったのもう質問しませんので、そこら辺のところをぜひ教えていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） これから当座の人員の増えていく数とかということですけども、それに関しまして、退職者の要するに本来これまでは60歳で退職していた人が60歳まで勤めるとかというシミュレーションはできているんですけども、その数字につきましては、すみません。ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、それに対して採用をどうしていくかというような問題だと思います。

先ほども島田委員のご質問にもお答えしましたが、本当はその辺のシミュレーションが全部できていればよろしいんでしょうけれども、一応それにつきましてはこれから厳密に考えていくということで、そのことくらいしかちょっとご答弁できないんですけども。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりました。それで今年、来年の人を11月に最終的なあれして新入職員を決めたでしょう。これはどういうことで何人を決めたか、ちょっとその数はこういうことを反映して人を決めたのか、それとも今までどおりやって、来年からはそういう、これに基づくところの職員にしようかというそういうことなのか、ちょっとその判断をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、今年度の採用です。

今年度の採用は、この制度改正を織り込んではありません。来年度から織り込む予定です。

それと、すみません。追加でお答えさせていただきますけれども、退職者の数について今資料が来ましたので、お答えいたします。

この制度が構築されますと、来年度、令和5年度は定年退職はございません。令和6年度に11人、令和7年度は退職はございません。令和8年度に13人、令和9年度は同じく退職なく、令和10年度が10人、令和11年度は退職がなく、令和12年度が11人、令和13年度が退職がなく、令和13年度に制度は完成するんですけれども、令和14年度に11人というような数字で捉えております。

ですから、それを勘案しながら、これからの人事採用、今年度、来年度の採用以降は、ある程度勘案しながら考えていかなければならないなと思っています。

○委員長（景山岩三郎） ここで委員の皆さんに申し上げます。

議案第4号から議案第10号及び第17号まで関連がありますので、一括して質疑のほうをお願いいたします。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第4号から10号まで及び議案第17号までの質疑を終わります。

続いて、関連がありますので、議案第11号から第13号まで質疑がありましたら一括してお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号から議案第13号までの質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市個人情報保護法施行条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市個人情報保護審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

議案第５号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、旭市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

て、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、旭市職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からですけれども、1 点報告いたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院有料駐車場の追加について報告いたします。

資料ですが、右上に企画政策課と記載のある資料になります。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院につきましては、中期目標において駐車場の利便性の向上を掲げており、本目標に対する取組の一環としまして、砂利敷きの駐車場のアスファルト化、駐車区画の拡大等を行い、安全で快適な駐車場の整備を進めております。

このたび、これらの整備を行った既存有料駐車場の北側の駐車場、資料の青色の部分になります。ここを令和5年4月から有料化、駐車場管理業務を委託しまして、不適切駐車の防止、空車、満車の案内表示を実施し、適正管理、利便性の向上を図ってまいります。

駐車料金ですが、既存の有料駐車場と同様に4時間までは100円、診療等の理由により4時間を超えて駐車する場合は1日100円を予定しております。

なお、有料化に当たっては、市、病院の広報等を通じて周知をしてまいります。

報告は以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の報告は終わりました。

○委員長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

委員の皆様、そして執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎